



肥料等を生産・販売する皆さまへ



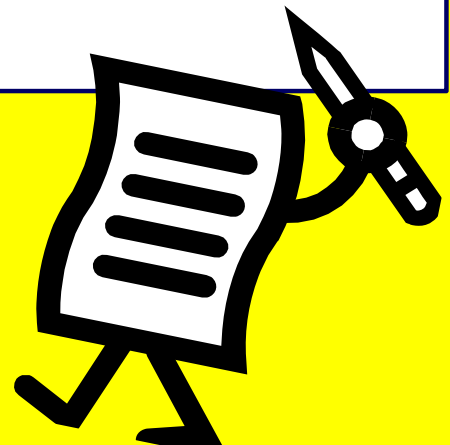
有機JASの農家に、肥料の原材料、製造工程等を示す書類を提供することについて、ご理解とご協力をお願いします。

1. 有機農産物の栽培に使用できる肥料、土壌改良資材は、有機農産物のJAS規格に適合するものだけです。

どのような肥料が適合するかについては、裏面をご覧ください。

2. 肥料等が有機農産物のJAS規格に適合するかどうかは、有機JASの農家が、肥料の生産業者等から入手した書類（客観的証拠）により確認します。

- 肥料等の原材料、製造工程を示す書類が必要です。
- 肥料製品そのものだけでなく、製品の原料として使用した肥料についても、その原材料、製造工程を示す書類が必要です。
- ※ この他、肥料等の分析結果などの書類が必要になることもあります。



3. 書類の提供にあたっては、実際の原材料や製造工程が全て正しく記載されていることをご確認ください。

- 使用する原材料を変更する場合は、その都度、変更した原材料に応じた書類を提供してください。
- 誤った書類の提供により、有機JAS規格に適合しない肥料等が使用された農産物は、有機農産物として販売できません。

参考 ○有機農産物の日本農林規格

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/kikaku_26_yuki_nousan_160224.pdf

※ 有機農産物（できるだけ農薬や化学肥料などの化学物質に頼らず、自然界の力を活かして生産された農産物）の生産方法を定めています。

○有機農産物のJAS規格別表等資材の適合性判断基準及び手順書

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/yuuki_tejunsyo.pdf

※ 有機農産物の栽培に使用する肥料等の評価について、具体的な基準・手順を示しています。

どのような肥料等が有機農産物のJAS規格に適合しますか？

次の①～③全ての条件を満たすものが有機農産物のJAS規格に適合します。

- ① 有機農産物のJAS規格の別表1（下表）に掲載されており、その基準を満たすこと
- ② 製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないこと
- ③ 原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないこと

有機農産物のJAS規格別表1

肥料及び土壌改良資材	基準
植物及びその残さ由来の資材(※)	植物の刈取り後又は採採後に化学的処理を行っていないものであること。
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材(※)	家畜及び家さんの排せつ物に由来するものであること
食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材(※)	天然物質又は化学的処理(有機溶剤による油の抽出を除く。)を行っていない天然物質に由来するものであること。
と畜場又は水産加工工場からの動物性産品由来の資材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
発酵した食品廃棄物由来の資材(※)	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。
パーク堆肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
メタン発酵消化液(汚泥肥料を除く。)	家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであること。ただし、し尿を原料としたものについては、食用作物の可食部分に使用しないこと。
グアノ	
乾燥藻及びその粉末	
草木灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
炭酸カルシウム	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの(苦土炭酸カルシウムを含む。)であること。
塩化加里	天然鉱石を粉砕又は水洗精製したものと及び海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたものであること。
硫酸加里	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫酸加里苦土	天然鉱石を水洗精製したものであること。
天然りん鉱石	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
硫酸苦土	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
水酸化苦土	天然鉱石を粉砕したものであること。
軽焼マグネシア	
石こう(硫酸カルシウム)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫黄(※)	
生石灰(苦土生石灰を含む)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
消石灰(※)	上記生石灰に由来するものであること。
微量元素(マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素)(※)	微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。

肥料及び土壌改良資材	基準
岩石を粉砕したもの	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、含有する有害重金属その他の有害物質により土壌等を汚染するものでないこと。
木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壌改良資材としての使用は、育苗用土としての使用に限ること。
ペントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
パーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
ゼオライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
パーミキュライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
けいそう土焼成粒	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
塩基性スラグ	トーマス製鋼法により副生するものであること。
鉱さいけい酸質肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
よう成りん肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
塩化ナトリウム	海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。
リン酸アルミニウムカルシウム(※)	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
塩化カルシウム(※)	
食酢(※)	
乳酸	植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等のpH調整に使用する場合に限り、使用することができる。
製糖産業の副産物	
肥料の造粒材及び固結防止材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩(※)に限り、使用することができる。
その他の肥料及び土壌改良資材	植物の栄養に供すること又は土壌を改良することを目的として土地に施される物(生物を含む。)及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物(生物を含む。)であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの(燃焼、焼成、溶融、乾燥又はけん化することにより製造されたもの及び化学的方法によらずに製造されたものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。)であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかでないものではないこと。ただし、この資材は、この表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用することができる。

(※) 使用することがやむを得ないものとして、化学的に合成されたものも認められています。

(※) 原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものの入手が困難な場合は、当分の間、組換えDNA技術が用いられたものの使用が認められています。

有機JASに肥料の認証の仕組みはありますか？

有機JASには、肥料を認証する仕組みはありません。

なお、(一社)有機JAS資材評価協議会など一部の団体では、任意で肥料等資材の評価や評価結果の公表を行っています。詳細は、これらの団体にお問い合わせください。



お問い合わせ先
農林水産省 食料産業局 食品製造課 TEL : 03(6744)7139



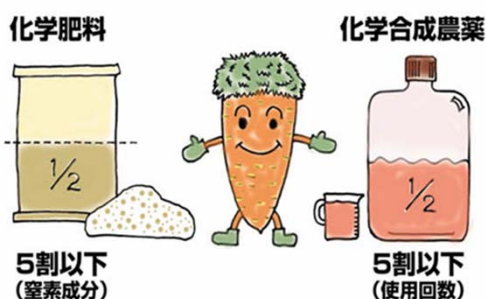
特別栽培農産物に係る表示ガイドラインについて

特別栽培農産物とは

その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて

化学肥料の窒素成分量が 50% 以下
節減対象農薬の使用回数が 50% 以下

で栽培された農産物です。



ご注意ください

- 化学肥料に由来する窒素成分量について、農家に適切な情報提供をお願いします。
- 情報提供を行った時よりも、硫安など化学肥料の使用量を増やすことにより、化学肥料に由来する窒素成分量が増加する場合は、正しい窒素成分量について、改めて情報提供してください。
- 誤った情報提供により、化学肥料の窒素成分量が慣行レベルの 50% を超えて栽培された農産物は、特別栽培農産物として販売することができません。

特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの情報
http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/tokusai_a.html